



元日の能登を襲ったあの地震から早くも1か月が過ぎました。

震災直後より、安否確認や避難所の運営、物資供給など、自身も被災された身でありながら献身的にご尽力いただいている町会区長会長をはじめ、防災士や各地区自主防災組織等の地域の皆様には厚くお礼を申し上げます。

現在、国や県、そして全国各地から多くの関係機関の方々が危険を顧みず、我々の復旧のために能登町に来てくれています。その応援の皆様と協力し、一日でも早く復旧できるよう努めていますが、度重なる余震や雨・雪の影響で、思うようにはいかない状況が続き、皆様に不安とご迷惑をおかけしておりますことを心よりお詫びいたします。

また、長期に渡る不自由な生活により、皆様の健康状態が心配されます。1・5次避難や2次避難、町会・町内会・区会等で避難する2次避難＋（プラス）も検討していただきたいと思えます。町として、まずは水道の復旧、応急仮設住宅の早期完成を目指します。1月22日から学校が再開し、災害ごみについては2月5日から受け入れを開始するなど、皆様の生活の安定のため引き続き全力を挙げて取り組んで参ります。

この困難は町だけでは乗り越えることはできません。全国からの応援を受け、町と町民の皆様で協力し、まずは復旧、そして復興に向け、共に頑張りましょう。

能登町長 大森いせ





住宅等に関するお知らせ

2/13
から

住宅の応急修理

※り災証明書の「準半壊」以上が該当

問 建設水道課 ☎ 62-8523

地震で被害を受けた住宅に引き続き居住できるように、日常生活に必要な不可欠な最低限度の部分（屋根、居室、台所、トイレの床、壁、窓など）の応急的な修理に対し、補助します。

詳細は町ホームページ（右 QR コード）からご確認ください。



2/13
から

被災者生活再建支援金

※り災証明書の「中規模半壊」以上が該当

問 住民課 ☎ 62-8510

地震で住宅に大きな被害を受けた被災者に対する生活支援として、国が支援金を支給します。

詳細は町ホームページ（右 QR コード）からご確認ください。



2/13
から

被災家屋等の公費による解体・撤去

※り災証明書の「半壊」以上が該当

問 住民課 ☎ 62-8510

地震で被害を受けた家屋等を、所有者の申請に基づいて町が解体・撤去する「公費解体制度」の実施を予定しています。

詳細が決まり次第、町ホームページ等でお知らせします。

応急修理、生活再建支援金、公費解体の個別説明・受付を開始します

2月13日④より、役場1階ロビー「里海ラウンジ」で個別説明や受付を開始します。

※り災証明書は、損害割合によって「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、「一部損壊」に区分されます。

手続きには区分の確認が必要となりますので、未申請の方は、お早めの申請をお願いします

「り災証明書」の交付申請を受け付けています

問 税務課 ☎ 62-8518

建物等の被害の程度を証明する「り災証明書」の申請を受け付けています。住家以外の空き家、倉庫、工場、店舗等も証明書交付対象となります。

窓口での申請・時間

税務課、柳田・内浦総合支所、鶴川・小木支所
平日9時～17時

郵送・メールでの申請（遠方に避難している方）

郵送での申請を希望する方は、ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入後、必要書類とあわせて郵送ください。

また、必要事項を入力後、必要書類を添付のうえ下記専用アドレスにメールで送付して申請することもできます。

専用アドレス：zeimu99@town.noto.lg.jp

LoGo フォームでの申請

電子申請フォーム「LoGo フォーム」からも申請できます。右 QR コードを読み取って必要事項を入力し、添付書類などを添付して申請してください。



必要書類

- り災証明書交付申請書（窓口にあります）
- 位置図（住宅などの場所が分かるもの）
※添付が難しければ必要ありません
- 可能であれば被害状況が確認できる写真等

住宅の緊急修理

（ブルーシートの展張等）

問 建設水道課 ☎ 62-8523

地震により被害を受けた住宅への雨水への侵入などを防ぐため、屋根や外壁などに対し、修理業者によるブルーシートの展張等の修理を提供します。

上限額 1世帯あたり上限5万円

完了期限 2月29日④

受付場所・時間

建設水道課、柳田・内浦総合支所、鶴川・小木支所
平日8時30分～17時15分



使用料などの請求延期・免除等について

水道料金等の請求延期 水道・下水道の使用中止手続き

問 建設水道課 ☎ 62-8523

水道料金・下水道使用料の請求を延期します

地震の影響により、町内全域で通常の検針・請求ができない状態です。このため、令和5年12月使用分の水道料金・下水道使用料の請求は、当分の間延期します。請求時期は、金融機関や郵便の状況により、改めてお知らせします。

水道・下水道の使用中止手続きを行います

町内全域の水道・下水道について、令和5年12月31日に遡って使用中止の手続き（一斉閉栓処理）を行います。

これにより1月使用分以降の水道料金・下水道使用料は、水道・下水道設備が復旧し使用開始（一斉開栓処理）するまで発生しません。

なお、このお知らせの前に使用中止（閉栓）を届け出た方については、一斉開栓処理の対象とはせず、ご使用者様からの届け出があってからの使用開始（開栓）とします。

地震により、土砂崩れや道路の陥没が多数発生しており、復旧作業が困難な状況となっています。皆様には多大なご迷惑をおかけしていますが、現地確認しながら順次復旧作業を進めていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

町税の申告や申請、納付・納入 の期限を延長します

問 税務課 ☎ 62-8519

町税の申告や申請、納付・納入の期限について、1月1日以降に到来するものを、当分の間、延長します。納付期限などが決まり次第、改めてお知らせいたします。



医療機関等の受診について

問 健康福祉課医療係 ☎ 62-8512

能登町国保・後期高齢者医療・全国健康保険協会に加入している方で、被災により「保険証」を紛失したり自宅等に残して避難している方は、氏名等を医療機関等にお伝えいただければ、保険証がなくても保険医療機関等を受診できます。

また、医療機関等で診療を受ける際に、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが不要となる場合があります。



詳しくはコチラ▲

有線テレビ・インターネット 使用料の免除

問 総務課 ☎ 62-8532

地震の影響により、町内全域で有線放送（テレビ・インターネット）のサービス提供が不安定な状況です。また、地区によっては障害が発生し、サービスの利用が困難な状況となっています。

このため、1月～3月までの有線放送使用料等を免除します。

免除対象

基本使用料、インターネット接続使用料、休止手数料、再開手数料、更新手数料

手続き 不要

※4月以降、使用料の徴収を再開します。引続き休止等を希望する場合は、3月末日までに手続きください



健康ガイド

問 健康福祉課健康推進係 ☎ 62-8514

乳児健康診査

令和5年8月21日生まれ以降の方は延期

1歳6か月児健康診査

令和4年4月11日生まれ以降の方は延期

3歳児健康診査

令和2年12月10日生まれ以降の方は延期

定期予防接種（※）のお知らせ

地震で町外に避難されている方は、住民票を移していない場合でも、特別な手続きを行うことなく避難先市町村で定期予防接種を受けることができます。

※ヒブ・肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、四種混合、BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、HPV（ヒトパピローマウイルス）、高齢者肺炎球菌

災害ごみ搬入カレンダー(2月)

藤波運動公園

(以下の通り、地域ごとに搬入日が決まっています)

持ち込めるごみ ※数字の順番で降ろしてください

- ①家電リサイクル4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)
- ②金属くず(小型家電含む) ③ガラス・陶磁器 ④瓦 ⑤コンクリートがら
- ⑥可燃性粗大ごみ/もやせるごみ(畳、布団、ソファ、壊れたプラスチック製品など)
- ⑦壁材 ⑧木くず(木製家具・角材など)

内瀬総合運動公園

柳田野球場横

持ち込めるごみ

- ①ガラス、陶磁器
- ②木くず
- ③可燃性粗大ごみ

2

| | | | | |
|----|---|----------------|--------|---------|
| 5 | 月 | 宇出津・藤波 | 不動寺・秋吉 | 小間生・岩井戸 |
| 6 | 火 | 鶴川・瑞穂・波並・矢波・猪平 | 松波 | 柳田 |
| 7 | 水 | 高倉・神野 | 小木・白丸 | 上町 |
| 8 | 木 | 宇出津・藤波 | 不動寺・秋吉 | 小間生・岩井戸 |
| 9 | 金 | 鶴川・瑞穂・波並・矢波・猪平 | 松波 | 柳田 |
| 10 | 土 | 高倉・神野 | 小木・白丸 | 上町 |
| 11 | 日 | 宇出津・藤波 | 不動寺・秋吉 | 小間生・岩井戸 |
| 12 | 月 | 鶴川・瑞穂・波並・矢波・猪平 | 松波 | 柳田 |
| 13 | 火 | 高倉・神野 | 小木・白丸 | 上町 |
| 14 | 水 | 宇出津・藤波 | 不動寺・秋吉 | 小間生・岩井戸 |
| 15 | 木 | 鶴川・瑞穂・波並・矢波・猪平 | 松波 | 柳田 |
| 16 | 金 | 高倉・神野 | 小木・白丸 | 上町 |
| 17 | 土 | 宇出津・藤波 | 不動寺・秋吉 | 小間生・岩井戸 |
| 18 | 日 | 鶴川・瑞穂・波並・矢波・猪平 | 松波 | 柳田 |
| 19 | 月 | 高倉・神野 | 小木・白丸 | 上町 |
| 20 | 火 | 宇出津・藤波 | 不動寺・秋吉 | 小間生・岩井戸 |
| 21 | 水 | 鶴川・瑞穂・波並・矢波・猪平 | 松波 | 柳田 |
| 22 | 木 | 高倉・神野 | 小木・白丸 | 上町 |
| 23 | 金 | 宇出津・藤波 | 不動寺・秋吉 | 小間生・岩井戸 |
| 24 | 土 | 鶴川・瑞穂・波並・矢波・猪平 | 松波 | 柳田 |
| 25 | 日 | 高倉・神野 | 小木・白丸 | 上町 |
| 26 | 月 | 宇出津・藤波 | 不動寺・秋吉 | 小間生・岩井戸 |
| 27 | 火 | 鶴川・瑞穂・波並・矢波・猪平 | 松波 | 柳田 |
| 28 | 水 | 高倉・神野 | 小木・白丸 | 上町 |
| 29 | 木 | 宇出津・藤波 | 不動寺・秋吉 | 小間生・岩井戸 |

どの地区の方でも搬入できます

地震で発生したごみ（災害ごみ）の 出し方・仮置場のご案内

2月5日⑨から、地震で発生した「災害ごみ」の仮置場が3か所設置されます。右ページの搬入カレンダーを確認のうえ、**震災により家庭で使えなくなった家財等**を持ち込んでください。

なお、**家庭ごみ**や**産業廃棄物**は仮置場へは持ち込まないでください。

場所

能登町内3か所

（藤波運動公園駐車場、柳田野球場横駐車場、内浦総合運動公園第3駐車場）

※会場によって捨てられるごみの種類が違います

※各会場の受付にて、「地区名」「氏名」の記入をお願いします。また、「車のナンバー」も撮影します

日時

2月5日⑨から持ち込みできます **9時～15時**

※藤波運動公園は**地域ごとに搬入日が決まっています**

持ち込めるごみ

※ごみは種類ごとに分別してからお越しく下さい

※仮置場内では係員の指示に従い、ごみは決められた場所に置いてください

藤波運動公園駐車場

仮置場内では**数字の順に降ろしてください**

- ① **家電リサイクル4品目**
（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）
- ② **金属くず（小型家電含む）**
- ③ **ガラス・陶磁器**
- ④ **瓦**
- ⑤ **コンクリートがら**
- ⑥ **可燃性粗大ごみ／もやせるごみ**
（畳、布団、ソファ、マットレス、壊れたプラスチック製品、汚れた衣類など）
- ⑦ **壁材**
- ⑧ **木くず**（木製家具・角材など）

柳田野球場横駐車場

内浦総合運動公園第3駐車場

- ① **ガラス、陶磁器**
- ② **木くず**（木製家具・角材・など）
- ③ **可燃性粗大ごみ／もやせるごみ**
（畳、布団、ソファ、マットレス、壊れたプラスチック製品、汚れた衣類など）

注意事項

- 冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- 消火器、ソーラーパネルは持ち込まないでください。
- ストーブの灯油はカセットおよび本体から抜いてください。
- 充電式バッテリーなどの電池または乾電池は必ず抜いてください。
- ガラス片やくぎなどでケガをしないよう十分に注意してください。

【問合先】住民課 ☎ 62-8510

一時的に金沢以南・県外に避難する 2次避難をご検討ください

ホテルや旅館で自立した生活（家族の介助による生活を含む）ができる方を対象に、一時的に金沢以南または県外のホテル・旅館に避難する2次避難を支援しています。

対象者

ホテル・旅館で自立した生活が可能な方
ご家族の介助により生活が可能な方

期間

自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間

滞在費

宿泊料、食事代は無料
※駐車料金など、その他の費用は受入先で異なります

移動手段

自家用車またはバス

申し込み先

石川県コールセンター ☎ 0120-266-755
受付時間 9時～18時（土日祝日も対応）

避難所以外で避難生活されている皆さまへ 情報登録をお願いします

ご自宅や町内外の親戚・知人宅、車中泊など、避難所以外の場所で避難生活を送られている方は、連絡先などの情報の登録をお願いします。

ご登録いただいた情報は、能登町からの支援・情報提供のために活用します。

登録内容

連絡先、住所、氏名、生年月日など

登録方法

次のどちらかの方法で登録

① LINE から登録

石川県公式 LINE アカウントを友だち登録し、表示される入力フォームに必要な事項を入力



② 電話で登録

石川県窓口

☎ 0120-247-001

受付時間 9時～18時
（土日祝日も対応）

役場総務課窓口

☎ 0768-62-8532

地域の貴重な「たからもの」 を捨てないで！

問 真脇遺跡縄文館 ☎ 62-4800
教育委員会事務局文化財係 ☎ 62-8537



自宅に保管されていた古い文書（主に戦前まで）などがある場合や、**廃棄されそうになっている現場**を見かけたら、上記連絡先までご相談ください。

廃棄してしまうと、地域のことを知ることができる「たからもの」が永遠に失われてしまいます。

歴史・文化を継承する歴史・文化遺産（未指定文化財）を失わないため、ご協力をお願いします。

指定文化財を所有されている方へ

「文化財が損傷した」、「地震の影響で保管が困難」といった場合も、上記までお問い合わせください。

物価高騰対応低所得世帯臨時支援 給付金（1世帯あたり7万円） 「確認書」送付遅延のお知らせ

問 物価高騰対応低所得世帯臨時支援
給付金窓口（健康福祉課） ☎ 62-8515

能登町管内では、郵便局の発送業務が停止しています。（1月29日現在）そのため、当初対象者あてに1月中旬の発送を予定していた「確認書」の送付が困難な状況です。

当面の間は、役場窓口で直接手続きできますので、給付対象と思われる方は、ご連絡ください。

窓口へお越しの前に必ず電話をお願いします。

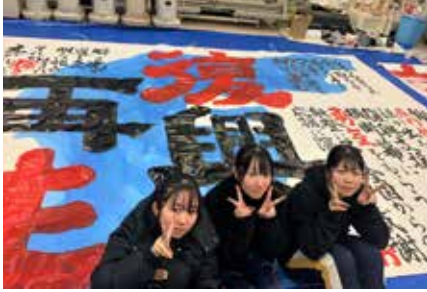
対象者

令和5年12月1日において能登町に住民票があり、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

※住民税が課税されている者の被扶養者である世帯を除く

復興・再生への想いを込めて

表紙の大型書道作品は、能登高書道部員と顧問の皆さんが制作しました。メッセージには被災者でもある部員3人の、震災からの復興・再生への想いと全国からの支援に対する感謝が込められています。



1月27日から、役場1階ロビーに展示していますので、ぜひご覧ください。

小・中学校、保育所が再開

1月22日から随時、町内の小・中学校や保育所が再開しました。

写真は久しぶりにお友だちに会った柳田保育所の園児たち。教室には元気な声が響き渡りました。



地震後の火災防止 通電火災にご注意ください

- 停電中の自宅を離れる際には、ブレーカーを落としましょう。
- 給電が再開されたら、電気機器が破損していないか、配線コードが損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなど、十分に安全を確認してからブレーカーを戻しましょう。

建物や電気機器に外見上の損傷がなくとも、壁内配線の損傷や電気機器内部の故障により、長時間経過した後、火災に至る場合があります。地震による水道管の不具合により消火に使用する水が不足していますので注意しましょう。



地震に便乗した悪徳商法 にご注意ください！

県内の一部市町で、今回の地震に便乗した次のような悪徳商法の事例が多数報告されています。お一人で悩まず、相談窓口までご相談ください。

- 「壊れた屋根にブルーシートをかける」などと言って勝手に作業し、不当な料金を請求
- 寄付金・義援金に関する詐欺
- 生活必需品を高く売りつける

トラブルが生じたら下記相談窓口まで相談を

☎ 076-255-2319

(消費者トラブル専用ダイヤル)

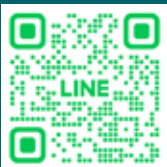
9時～17時

(土日祝日含む)

最新情報は
こちらから



▲町公式ホームページ



▲町公式LINE

※友だち追加後は、必ず受信設定をお願いします

ずにご相談ください。
食事や睡眠など、日常生活のリズムをなるべく崩さないようにしましょう。ご自分の時間も大切に、お酒やカフェイン(コーヒー、緑茶、紅茶など)のとりすぎに注意しましょう。

能登半島地震・
石川こころのケアセンター

☎ 0120-333-247

9時～17時 月～金(祝日を除く)



不安やストレス、つらい気持ち
抱え込まずにご相談ください

災害時における不安やストレスはだれにでもおきます。ストレス状態が長く続くと、気持ちやからだ、考え方に、さまざまな変化があらわれることがあります。それは多くの方に起こりうる、苦痛な体験に対する正常な反応であり、特別なことではありません。

また、反応のあらわれ方や反応がおさまるまでの期間は、人によって異なります。

多くの場合は、自然に回復していくことがほとんどですが、気持ちを誰かに話したり相談したりすることで、つらさがやわらぐことがあります。お一人だけで抱え込まずにご相談ください。



能登町役場問い合わせ先一覧

| 種別 | 問い合わせ内容 | 担当課 | 電話番号 |
|-------------|-------------------------|---------|----------------|
| 災害全般 避難所 | 災害救助法 | 総務課 | ☎ 0768-62-8533 |
| | 避難所の設置・運営 | | |
| 生活支援 | り災証明 | 税務課 | ☎ 0768-62-8518 |
| | 町税の申告 納付等の期限延長 | | ☎ 0768-62-8519 |
| | 町税等の減免 | | |
| | 1.5次避難 | 健康福祉課 | ☎ 0768-62-8515 |
| | 2次避難 | 総務課 | ☎ 0768-62-8532 |
| | 被災者生活再建支援制度 | 住民課 | ☎ 0768-62-8510 |
| 衛生 | 災害ごみ | 住民課 | ☎ 0768-62-8510 |
| 住宅支援 | 被災住宅の応急修理 | 建設水道課 | ☎ 0768-62-8523 |
| | 仮設住宅 | | |
| | みなし仮設住宅 | | |
| | 被災住宅の解体・撤去 | 住民課 | ☎ 0768-62-8510 |
| 福祉 | 国民健康保険 後期高齢者医療保険 | 健康福祉課 | ☎ 0768-62-8512 |
| | 子育て | | ☎ 0768-62-8513 |
| | 医療機関に関すること 健康相談、心のケア | | ☎ 0768-62-8514 |
| | 介護・高齢者施設 | | ☎ 0768-62-8516 |
| ボランティア | 災害ボランティアセンター | 社会福祉協議会 | ☎ 0768-72-2322 |
| 上下水道・浄化槽 | 設備の復旧、料金 開閉栓、給水 | 建設水道課 | ☎ 0768-62-8523 |
| 土木 | 道路、河川災害 | | |
| 農林水産 | 農地、農道、林道、漁港災害 | 農林水産課 | ☎ 0768-62-8524 |
| 商工労働 | 商工観光・ふるさと納税 | ふるさと振興課 | ☎ 0768-62-8526 |
| 義援金 | 義援金募集 | 会計課 | ☎ 0768-62-8511 |
| 物資 | 物資拠点の管理、配送 | 企画財政課 | ☎ 0768-62-8535 |

広報のと臨時号第2号

令和6年2月1日発行

発行：能登町 編集：総務課
〒927-1049 石川県鳳珠郡能登町宇出津下字50番地1

☎ 0768-62-10000
能登町URL: <https://www.town.noto.lg.jp>
Eメール: info@town.noto.lg.jp